

雇用調整助成金・テレワーク導入に関する個別相談会の実施【無料・予約制】

雇用調整助成金の支給申請書が提出できます

県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業の経営者等を支援するため、厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続き及びテレワークの導入に関する個別相談会(面談・ウェブ等)を実施します。

1 厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する個別相談会(主催:神奈川県・神奈川労働局)

(1) 相談内容

厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金」の申請手続きに関する相談

雇用調整助成金に係る個別相談会で相談された方(テレワーク導入を除く)は、当日、書類が整っている場合、そのまま申請書を提出することができます。

支給申請に必要な書類は、別紙「1相談内容」を参照してください。

(2) 相談員等

社会保険労務士、神奈川労働局職員(申請書の受理)

(3) 実施方法

対面式(面談)による相談

ご予約いただいた相談時間に相談会場へお越しください。

(4) 相談会場

かながわ労働プラザ8階 8B会議室

所在地:横浜市中区寿町1-4(JR 石川町駅中華街口(北口)徒歩3分)

(5) その他

新型コロナ感染症拡大防止のため、相談会場では、飛沫防止(仕切り)、換気及び消毒液の設定等を事務局にて行います。

相談される方は、マスクを着用の上、最低人数(2人以下)でお越しください。

2 テレワークの導入に関する個別相談会(主催:神奈川県)

(1) 相談内容

テレワーク導入に関する相談(厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の申請手続きに関する相談を含む)

(2) 相談員

テレワークコンサルタント

(3) 実施方法

ウェブ会議又は電話による相談(対面式(面談)による相談は不可)

3 参加対象者(1,2共通)

県内中小企業の経営者等(1企業1回のみ)

(「雇用調整助成金」は先着40社、「テレワーク導入」は先着5社)

4 費用(1,2共通)

無料(ただし、ウェブ会議に係る通信料は利用者負担になります)

5 実施日時

(1) 実施日

ア 厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する個別相談会

6月16日(火曜) / 6月17日(水曜) / 6月18日(木曜) / 6月19日(金曜)の4日間

イ テレワークの導入に関する個別相談会

6月16日(火曜)の1日間

(2) 時間帯

(各日) 相談時間: 1企業あたり50分以内

ア 厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する個別相談会

(ア) 午前9時30分～ (イ) 午前10時30分～ (ウ) 午後12時30分～

(エ) 午後1時30分～ (オ) 午後2時30分～

イ テレワークの導入に関する個別相談会

(ア) 午前10時00分～ (イ) 午前11時00分～ (ウ) 午後1時00分～

(エ) 午後2時00分～ (オ) 午後3時00分～

6 申込み方法(1,2共通)

個別相談会は、予約制で先着順となります。

【予約受付開始日時】

令和2年6月9日(火曜)午前10時から

(平日10時00分～12時00分、13時00分～17時15分)

【申込み先】

神奈川県 雇用労政課 労政グループ 電話:(045)210-5746(直通)

個別相談会の詳細は、別紙及び次の県ホームページ参照

(雇用調整助成金に関する個別相談会)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/ksoudan.html>

(テレワークの導入に関する個別相談会)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/tsoudan.html>

(参考)

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大	
雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国 で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 (全業種)
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10 (中小)、3/4 (大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和 (1/40(中小)、1/30(大企業))
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10 (中小)、3/4 (大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円 (大企業)

出典:厚生労働省ホームページ

問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

課長 塩野 電話 045-210-5730

労政グループ 牧 電話 045-210-5739

雇用調整助成金・テレワーク導入に関する個別相談会の実施 【無料・予約制】

1 相談内容

- (1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する相談**
- (2) **テレワークの導入に関する相談** (厚生労働省の助成金制度「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の申請手続きに関する相談を含みます)

※経営相談には応じられません

※雇用調整助成金の個別相談会に限り、相談終了後、申請書類が整っている場合は、相談会場で申請書を提出することができます。

【雇用調整助成金(緊急対応期間)の支給申請に必要な書類】

- ・様式特第6号(支給要件確認申立書・役員等一覧)
- ・様式特第9号又は12号(休業・教育訓練実績一覧表)
- ・様式特8号又は11号(助成額算定書)
- ・様式特7号又は10号((休業等)支給申請書)
- ・様式特第4号(雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書)
- ・休業協定書
- ・事業所の規模を確認する書類
- ・労働・休日の実績に関する書類
- ・休業手当・賃金の実績に関する書類

※各様式に必要な添付資料等は、厚生労働省ホームページを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※申請に必要な様式は厚生労働省ホームページから最新の様式をダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※上記の申請書及び添付書類のほか、当日、社会保険労務士から申請書作成について助言を行うにあたり、「就業規則」、「賃金の支払い状況や雇用保険に加入していることがわかる書類」等をご持参ください。

2 実施日時(要事前予約)

(1) 実施日

厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する相談

6月16日(火曜)／6月17日(水曜)／6月18日(木曜)／6月19日(金曜)の4日間

テレワークの導入に関する相談

6月16日(火曜)の1日間

(2) 時間帯

(各日) 相談時間：1企業あたり50分以内

厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する相談

午前9時30分～／午前10時30分～／午後12時30分～／午後1時30分～／
午後2時30分～

テレワークの導入に関する相談

午前10時00分～／午前11時00分～／午後1時00分～／午後2時00分～／
午後3時00分～

3 申込み方法

- ・個別相談会は、予約制で先着順となります。
- ・各日、各時間帯とも定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。
- ・予約受付開始日時以降、実施日前日までに、電話でお申込みください。(メールやFAX、電子申請では受け付けておりません)

【予約受付開始日時】

令和2年6月9日(火) 午前10時から

(平日 10時00分～12時00分、13時00分～17時15分)

【申込み先】

神奈川県 雇用労政課 労政グループ 電話：(045)210-5746 (直通)

※申込み受付時に、次の8項目を電話で確認させていただきます。

- (1) 相談内容(「雇用調整助成金」又は「テレワークの導入」) なお、「テレワークの導入」の場合、「導入全般」「助成金」「その両方」についても伺います。
- (2) 希望日時
- (3) 事業所名
- (4) 事業所所在地
- (5) 業種
- (6) 御担当者氏名
- (7) 御担当者電話番号
- (8) 御担当者メールアドレス

4 相談会場

- (1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する相談**

かながわ労働プラザ8階 8B会議室

所在地：横浜市中区寿町1-4

- (2) **テレワークの導入に関する相談**

ウェブ会議（対面式（面談）による相談は不可）

5 実施方法

- (1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する相談**

対面式（面談）のみによる相談となります。ご予約いただいた相談時間に、マスクを着用の上、相談会場へお越しください

- (2) **テレワークの導入に関する相談**

zoom (<https://zoom.us/>) によるウェブ会議で実施いたします。zoomの利用にはインターネットに接続できるパソコン、スマートフォン、タブレット端末をご用意していただきます。（本システムが使用できない場合、電話による相談となります）

zoomによるウェブ会議の使用方法は、予約確定後、メールにてご案内します。

6 事前の資料確認について

相談時間が限られておりますので、御参加にあたっては、次の書類を事前に印刷され、御一読いただくことをお勧めします。

- (1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続きに関する相談を希望される方**

厚生労働省「雇用調整助成金」ホームページ*

※随時更新の可能性があるので、資料の掲載ページをご案内いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

上記ページに掲載資料のうち、次の資料

- ・「雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）」
- ・「雇用調整助成金の様式ダウンロード（新型コロナウイルス感染症対策特例措置用）」
- ・「雇用調整助成金支給要領」
- ・「緊急雇用安定助成金支給要領」

(2) **テレワークの導入に関する相談を希望される方**

【テレワーク導入全般についての相談をご希望される場合】

「中小企業のためのテレワーク導入ガイド」

<http://www.pref.kanagawa.jp/documents/23455/donyuguide.pdf>

【働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の申請に係るご相談をご希望される場合】

記載案も作成いただき当日ご用意いただくと、より具体的な内容をご相談いただけます。

厚生労働省「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」ホームページ*

※随時更新の可能性があるので、資料の掲載ページをご案内いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/telework_10026.html

上記ページに掲載資料のうち、次の資料

- ・働き方改革推進支援助成金のご案内(テレワークコース)
- ・交付要綱
- ・支給要領
- ・申請様式
- ・申請マニュアル(テレワークコース)

以上